

## 久留米市パブリック・コメント制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、パブリック・コメント制度の実施に関して必要な事項を定めることにより、市民の市政への参加の機会を拡充し、市民への説明責任を果たすとともに、市政運営における公正の確保と透明性の向上に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリック・コメント手続 市の基本的な政策等の策定又は改廃に当たり、当該政策等の趣旨、目的、内容等を公表し、広く市民等から意見を求め、これを考慮して当該政策等の意思決定を行うとともに、提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方等を公表する一連の手続をいう。
- (2) 実施機関 市長、企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (3) 市民等 市内に居住する者、市内に通勤し、又は通学する者、市内に事務所又は事業所を有するもののほか、パブリック・コメント手続の対象となる事案について、意見を提出する意思を有するものをいう。

### (対象事項)

第3条 パブリック・コメント手続の対象となる市の基本的な政策等（以下「政策等」という。）の策定又は改廃は、次に掲げるものとする。

- (1) 市の基本的政策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画等
  - (2) 市の基本的な制度を定める条例又は市民生活若しくは事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例
  - (3) 市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（金銭徴収に関するものを除く。）
  - (4) 市の基本的な方向性等を定める憲章又は宣言
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、パブリック・コメント手続を行わないことができる。
- (1) 政策等の策定又は改廃に当たって、縦覧等の手続が法令等により定められているもの
  - (2) 附属機関又はこれに類するものにおいて、本制度に準じた手続を経て策定された報告、答申等に基づき、実施機関が政策等を策定する場合
  - (3) 政策等の策定に関して実施機関の裁量の余地が少ないもの
  - (4) 政策等の策定に当たって、実施機関が迅速若しくは緊急を要すると認める場合又は軽微であると認める場合
  - (5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく直接請求により議会に提出するとき。
  - (6) 国又は県その他の地方公共団体からの事務移譲等に基づき政策等を策

定し、又は改廃する場合で、市民生活若しくは事業活動に直接かつ重大な影響を与えるもの、又は市民に新たに義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とするものではないとき。

(公表の時期及び公表資料)

第4条 実施機関は、パブリック・コメント手続を行うこととなる政策等の策定又は改廃に当たっては、最終的な意思決定を行う前に、政策等の案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するよう努めるものとする。

- (1) 政策等を策定する趣旨、目的、背景及び経過
- (2) 政策等の案の概要
- (3) 政策等の案を立案する際に整理した実施機関の考え方及び論点
- (4) 市民等が当該政策等の案を理解するために必要な関連資料

(公表の方法)

第5条 前条の規定による公表は、実施機関が公表しようとする政策等の案及び同条第2項に掲げる資料（以下「案及び資料」という。）を市のホームページに掲載し、併せて行政資料コーナー及び当該政策等の所管窓口に備え付けることにより行うものとする。

2 実施機関は、前項の規定によるもののほか、必要に応じて、次に掲げる方法を活用し、案及び資料が市民等に周知されるよう努めるものとする。

- (1) 広報紙への掲載
- (2) 報道機関への発表
- (3) 政策等の利害関係人や有識者等への通知
- (4) その他実施機関が適当と認める方法

3 実施機関は、前2項の規定による公表において、案及び資料が大量である場合又は複雑な場合は、案及び資料全体の入手方法を明示したうえで、内容を要約して公表することができる。

(意見の提出)

第6条 実施機関は、政策等の案等の公表の日から30日以上の間を設けて、意見の提出を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、その理由を明らかにしたうえで、意見提出期間を30日未満とすることができる。

3 意見の提出方法は、実施機関が指定する場所への書面の提出、郵便、ファクシミリ及び電子メールその他実施機関が認める方法とする。

4 実施機関は、市民等に意見の提出を求めるときは、当該提出された意見の内容に不明な点があった場合等の連絡又は確認のために利用する場合その他パブリック・コメント手続の目的の達成のために必要な場合に限り、当該市民等の氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）及び連絡先の明記を求めるものとする。

(意見の処理)

第7条 実施機関は、提出された意見を考慮して、政策等の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、政策等の意思決定を行ったときは、提出された意見（意見がなかった場合はその旨）及びこれに対する実施機関の考え方並びに政策等の案を修正したときはその修正内容を公表しなければならない。

ただし、提出された意見のうち、公表することにより、第三者の権利又は利益を害するおそれがあるもの、内容が案件に合致しないもの及び賛否の結論のみを示したものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。

3 提出された意見に対する個別の回答は行わないものとする。

4 第5条第1項及び第2項の規定は、第2項本文の規定による公表について準用する。

（構想又は検討段階での実施）

第8条 実施機関は、特に重要な政策等の策定に当たって広く市民等の意見を反映させる必要があると認めるものについては、第4条第1項の規定にかかわらず、構想又は検討の段階で、この要綱に準じて手続を行うことができる。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成15年9月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に立案過程にある政策等については、この要綱の規定を適用しない。

附 則

この要綱は、平成17年11月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年2月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成22年11月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に立案過程にある政策等については、この要綱の規定を適用しない。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。